(2)　都道府県等は、当該地域の実情に応じ、輸出を円滑化するために必要な手続の整備その他の施策を講ずる責務を有するものとし、事業者が行う輸出のための取組に必要となる情報の提供等の援助を行うよう努めなければならないこととした。(第一二条関係)

4　実行計画

本部は、基本方針に即して、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画を作成することとした。(第一四条関係)

5　輸出証明書の発行等

(一)　輸出証明書の発行

主務大臣又は都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について輸出証明書を発行するよう求められている場合であって、輸出を行う事業者から申請があったときは、輸出証明書を発行することができることとした。(第一五条関係)

(二)　適合区域の指定

主務大臣又は都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、その区域における生産等の過程において有害な物質が混入するおそれがないこと等の要件に適合する区域において生産されること等が輸入条件として定められている農林水産物又は食品について、適合区域を指定するよう求められている場合には、適合区域を指定することができることとした。(第一六条第一項及び第二項関係)

(三)　適合施設の認定

主務大臣、都道府県知事等又は登録認定機関は、輸出先国の政府機関から、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられていること等の要件に適合する施設において生産されること等が輸入条件として定められている農林水産物又は食品について、適合施設を認定するよう求められている場合であって、施設の設置者等から申請があったときは、適合施設を認定することができることとした。(第一七条第一項～第三項関係)

6　登録認定機関

登録認定機関の登録を受けようとする者は、主務大臣に登録の申請をしなければならないものとし、主務大臣は、申請をした者が適合施設の認定等を適確に行うために必要な基準に適合していること等の要件に適合しているときは、その登録をしなければならないこととした。(第一八条及び第二〇条関係)

7　支援措置

(一)　農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、輸出事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとした。(第三四条関係)

(二)　認定輸出事業に食品等の流通の合理化に関する措置が含まれる場合には、認定輸出事業者を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五九号)第六条第一項に規定する認定事業者とみなして、同法第二章第三節第一款等(株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付け等)の規定を適用することとした。(第三六条関係)

(三)　認定輸出事業に製造過程の管理の高度化に関する措置が含まれる場合には、認定輸出事業者を食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成一〇年法律第五九号)第六条第一項の認定を受けた者とみなして、同法第一〇条(株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付け)の規定を適用することとした。(第三七条関係)

8　施行期日

この法律は、令和二年四月一日から施行することとした。

法律

法律第五十七号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律をここに公布する。

御名御璽

令和元年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

目次

第一章　総則(第一条・第二条)
第二章　農林水産物・食品輸出本部(第三条―第九条)
第三章　基本方針等(第十条―第十三条)
第四章　実行計画(第十四条)
第五章　国等が講ずる農林水産物及び食品の輸出を円滑化するための措置
　第一節　輸出証明書の発行等(第十五条―第十七条)
　第二節　登録認定機関(第十八条―第三十三条)
第六章　農林水産物及び食品の輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置(第三十四条―第三十七条)
第七章　雑則(第三十八条―第四十六条)
第八章　罰則(第四十七条―第五十四条)
附則

第一章　総則

(目的)

第一条　この法律は、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画の策定について定めるとともに、輸出証明書の発行等、輸出事業計画の認定その他の措置を講ずることにより、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条　この法律において「農林水産物」には、これを原料又は材料として製造し、又は加工したもの(次項に規定するものを除く。)であって、主務省令で定めるものを含むものとする。

2　この法律において「食品」とは、全ての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品を除く。)をいう。

3　この法律において「登録認定機関」とは、第二十条第一項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいう。

第二章　農林水産物・食品輸出本部

(設置)

第三条　農林水産省に、特別の機関として、農林水産物・食品輸出本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第四条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　農林水産物及び食品の輸出に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。